



群馬労働局の取組 トピックス

働き方改革推進支援助成金

発信者 雇用環境・均等室



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん ぐんまver.

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

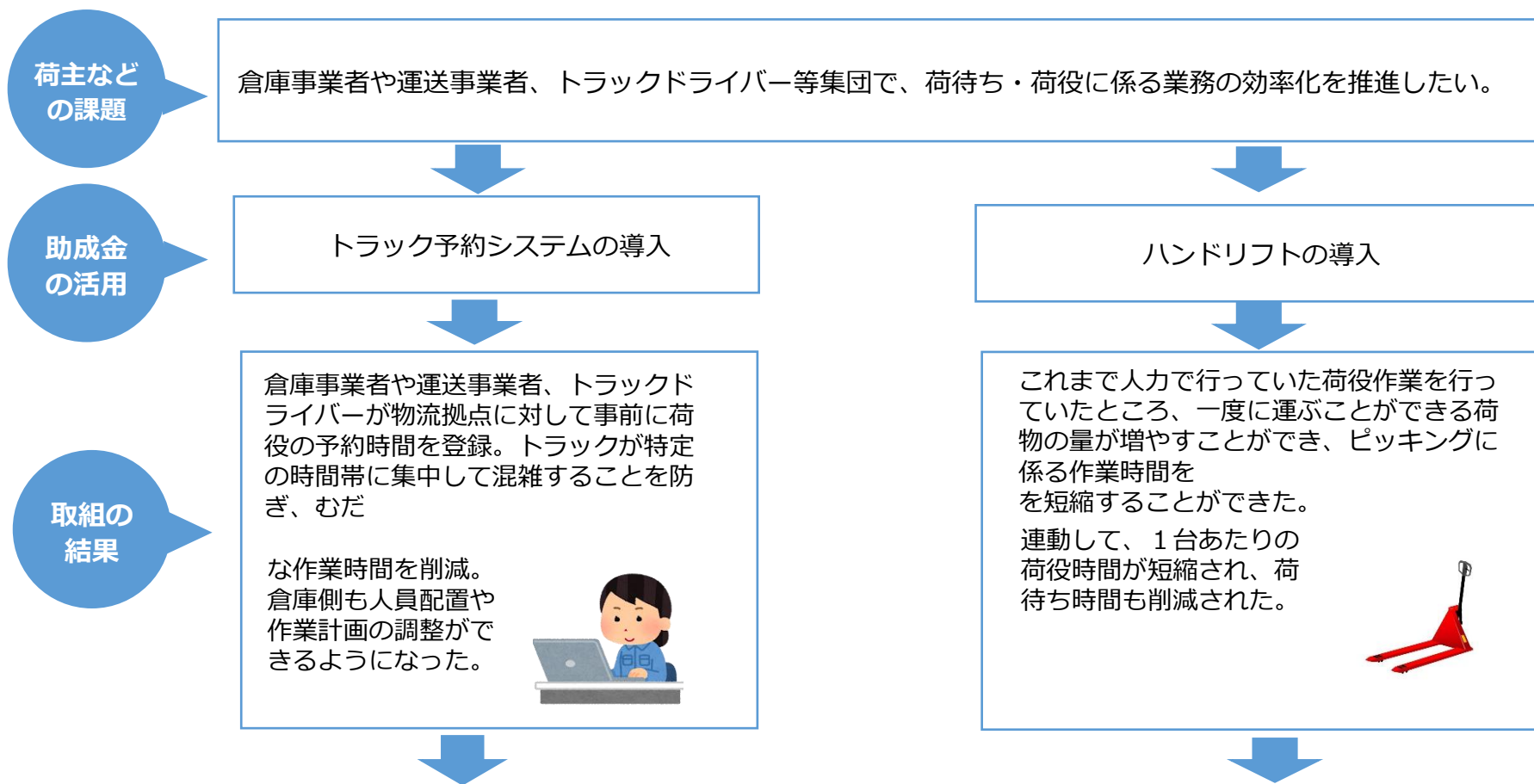
○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

① 働き方改革推進支援助成金の内容等が一部リニューアル!

～「令和8年度「働き方改革推進支援助成金」取引環境改善コースのご案内～

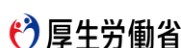
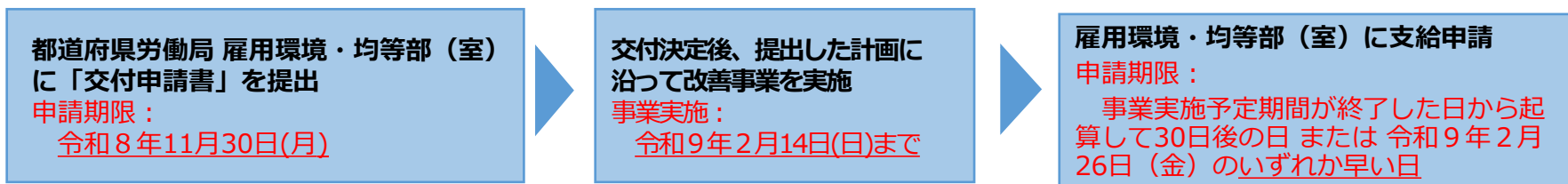
「団体推進支援コース」に取引環境改善コースが追加されました。

課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間等の設定改善の推進に向けて、環境を整備!

ご利用の流れ



群馬労働局 雇用環境・均等室

② 働き方改革推進支援助成金のその他のコースをご紹介します！

【1. 労働時間短縮・年休促進支援コース】

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額
① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減（※） ② 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ③ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入 【賃上げ加算】 上記①から③の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上5%以上または7%以上引き上げることを成果目標に加えることができます。	成果目標の達成状況に基づき、①～③の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：150万円 月80H超→月60～80H：50万円 月60～80H→月60H以下：100万円) ②25万円 ③25万円 賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。

※成果目標①について、改善事業の取組前1年間で時間外・休日労働の実績がない場合、労働契約上の所定労働時間が短時間の労働者等しか在籍しておらず、1か月の時間外・休日労働時間が60時間を超える見込みがない等、時間外労働の削減その他労働時間等の設定の改善の成果が期待できない場合は、交付決定できません。

【2. 勤務間インターバル導入コース】

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額
<ul style="list-style-type: none"> 新規導入（勤務間インターバルを導入していない事業場） 新規に所属労働者の1/4を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。 適用範囲の拡大（9時間以上の勤務間インターバルを既に導入し、対象労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下の事業場） 対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の1/4または半数を超える労働者を対象とすること。 時間延長（既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場） 所属労働者の1/4または半数を超える労働者を対象として休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。 	新規導入：労働者の1/2超に適用 ※1休憩時間数9H～11H ※2補助率3/4 100万円 ※1休憩時間数11H～ ※2補助率3/4 150万円 新規導入：労働者の1/4超 1/2以下に適用 ※1休憩時間数9H～11H ※2補助率3/4 50万円 ※1休憩時間数11H～ ※2補助率3/4 75万円 その他、賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。

※1：事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

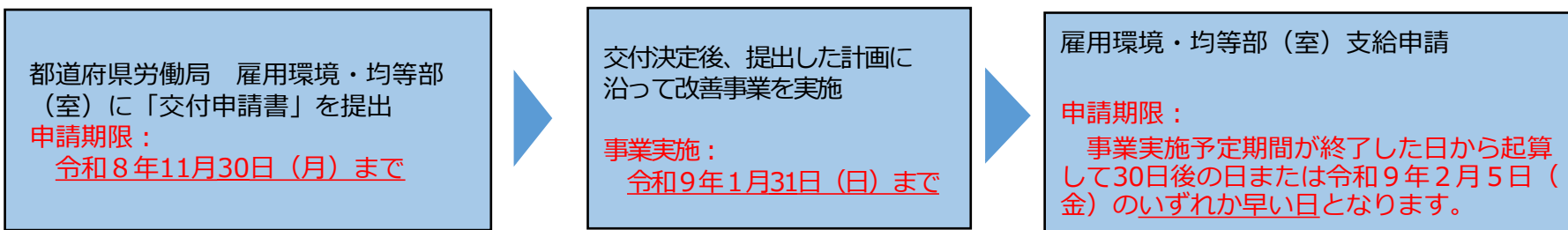
※2：常時使用する労働者数が30人以下かつ、下記⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5となります。

1及び2の助成対象となる取組（労働時間短縮や生産性向上に向けた取組）

①労務管理担当者に対する研修 ②労働者に対する研修、周知・啓発 ③外部専門家によるコンサルティング ④就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤人材確保に向けた取組 ⑥労務管理用機器等の導入・更新 ⑦労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

※助成率は、費用の3/4（事業規模30名以下かつ上記⑥～⑦の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成）

ご利用の流れ(1から2まで)



② 働き方改革推進支援助成金のその他のコースをご紹介します！

【3. 団体推進コース】

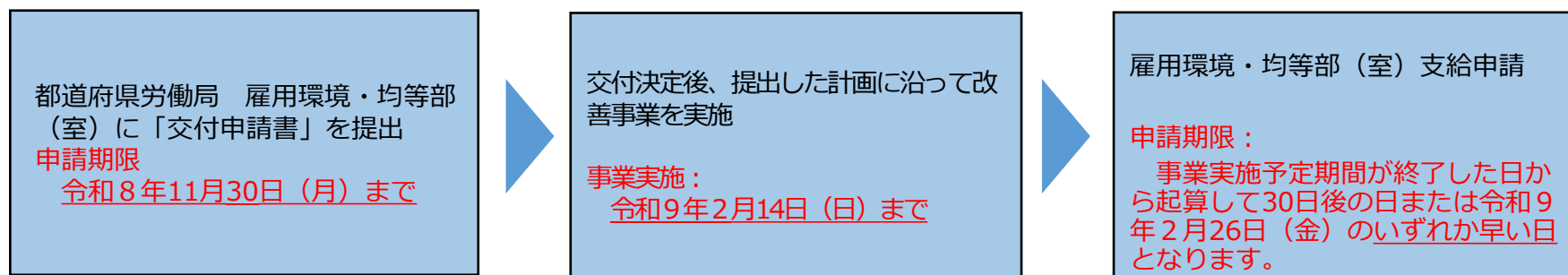
傘下企業の労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む事業主団体に対し助成します。

3の助成対象となる取組

①市場調査 ②新ビジネスモデルの開発、実験 ③材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験 ④労働時間などの設定改善に向けた取引先との調整 ⑤展示会開催 ⑥好事例の収集、普及啓発 ⑦セミナーの開催 ⑧巡回指導、相談窓口の設置 ⑨構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等

成果目標	助成上限額
事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用	以下のいずれか低い方の額 ①対象経費の合計額 ②総事業費から収入額を控除した額 ③上限額：500万円

ご利用の流れ(3)



【4-1. 業種別課題対応コース(建設業)】

生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む建設業の中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額
① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間数の削減 ③ 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入 ④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入 ⑤ 9時間以上の勤務間インターバルの導入 ⑥ 4週における所定休日を1日以上増加	成果目標の達成状況に基づき、①～⑥の助成上限額を算出 ①月80H超→月60H以下：250万円 月80H超→月60～80H：150万円 月60～80H→月60H以下：200万円 ②5H～10H：25万円 10H～：100万円 ③④：各25万円 ⑤9H～11H：120万円 11H～：150万円 ⑥25万円～100万円 賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。

② 働き方改革推進支援助成金のその他のコースをご紹介します！

【4-2. 業種別課題対応コース(運送業等)】

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額
<ul style="list-style-type: none">① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減② 所定外労働時間数の削減③ 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入⑤ 10時間以上の勤務間インターバルの導入	<p>成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出</p> <ul style="list-style-type: none">① 月80H超→月60H以下：250万円 月80H超→月60～80H：150万円 月60～80H→月60H以下：200万円② 5H～10H：50万円 10H～：100万円③ ④：各25万円⑤ 10H～11H：150万円 11H～：170万円 <p>賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。</p>

【4-3. 業種別課題対応コース(病院等)】

生産性を向上させ、労働時間の削減や医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む、医業従事する医師を雇用する中小企業事業主に対し助成します。

成果目標	助成上限額
<ul style="list-style-type: none">① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減② 所定外労働時間数の削減③ 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入⑤ 9時間以上の勤務間インターバルを導入「医師の働き方改革の推進」の実施	<p>成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出</p> <ul style="list-style-type: none">① 月80H超→月60H以下：250万円 月80H超→月60～80H：150万円 月60～80H→月60H以下：200万円② 5H～10H：50万円 10H～：100万円③ ④：各25万円⑤ 9H～10H：120万円 10H～11H：150万円 11H～：170万円 <p>賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。</p>

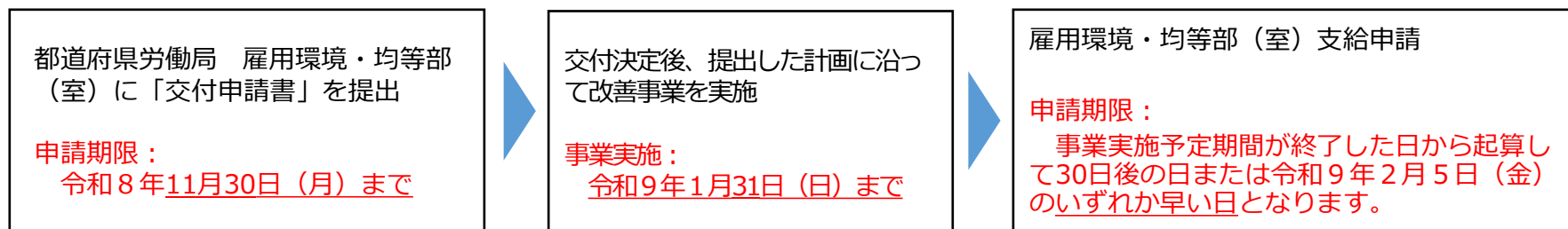
【4-4. 業種別課題対応コース(情報通信業、宿泊業)のご案内】

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む、情報通信業、宿泊業の中小企業事業主に対して助成します。

成果目標	助成上限額
<ul style="list-style-type: none">① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減② 所定外労働時間数の削減③ 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入⑤ 9時間以上の勤務間インターバルの導入	<p>成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出</p> <ul style="list-style-type: none">① 月80H超→月60H以下：250万円 月80H超→月60～80H：150万円 月60～80H→月60H以下：200万円② 5H～10H：25万円 10H～：100万円③ ④：各25万円⑤ 9H～11H：120万円 11H～：150万円 <p>賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。</p>

② 働き方改革推進支援助成金のその他のコースをご紹介します！

ご利用の流れ(4-1から4-4まで)

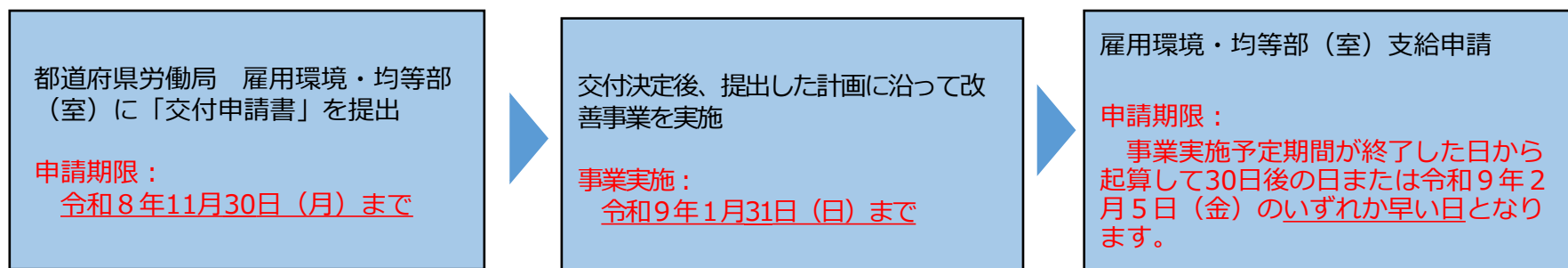


【4-5. 業種別課題対応コース(砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県))】

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組み、鹿児島県・沖縄県に所在する砂糖製造業の中小企業事業主に対して助成します。

成果目標	助成上限額
<ul style="list-style-type: none">① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の縮減② 所定外労働時間数の削減③ 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入⑤ 9時間以上の勤務間インターバルの導入	<p>成果目標の達成状況に基づき、①～⑤の助成上限額を算出</p> <ul style="list-style-type: none">① 月80H超→月60H以下：250万円 月80H超→月60～80H：200万円 月60～80H→月60H以下：200万円② 5H～10H：各50万円 10H～：100万円③④：各25万円⑤ 9H～11H：120万円 11H～：150万円 <p>賃上げ加算の要件を満たす場合は、引上げ額及び対象人数に応じて上限額が加算されます。</p>

ご利用の流れ(4-5)



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、令和8年11月30日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

詳細はこちらのページの「働き方改革推進支援助成金」をご参照ください。
(厚生労働省ホームページ)

